

# 馬淵川上流が 「特定都市河川」に 指定されます

令和7年10月までを目処に

馬淵川上流では、氾濫による被害がたびたび発生しています。近年では、令和4年8月の大雨に伴う氾濫によってとても大きな被害が出ました。このような被害を再び発生させることのないように、流域関係者が一体となって取り組む**流域治水**を進めています。取組の一つとして、馬淵川上流を**特定都市河川**に指定し、**雨水流出を抑える対策を強化して**、流域のさらなる安全・安心の確保に取り組みます。

雨水流出を抑える対策を強化するために  
特定都市河川に指定！何がかわるの？

田畑など締固められていない土地で行う1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為（雨水がしみ込みにくくなる行為）に対して、**雨水貯留浸透施設（調整池等）**の設置及び岩手県知事の**許可が必要**になります。

雨水浸透阻害行為とは？

林地・原野・耕地などの整備、資材置き場の造成、駐車場の整備等が対象になります。既に造成済みの土地などでも、さらに締め固める場合は対象となることがあります。

対象となる行為（雨水浸透阻害行為）の例 ▼

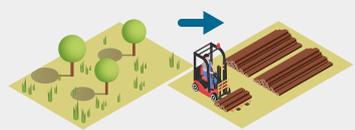
田畑（耕地）▶ 宅地



田畑（耕地）▶ 運動場



原野 ▶ 資材置場（未舗装）



資材置場（未舗装）▶ 駐車場



馬淵川上流の流域図



「特定都市河川」は「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき指定します。

「特定都市河川浸水被害対策法」は、著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域について、流域の浸水被害を防止するため、雨水貯留浸透施設の整備や雨水流出抑制の規制等を行い、水害に強いまちづくりを推進する法律です。